



2015年8月1日 (第32号)

## ホームページの著作権は

だれのもの？

◆ こんにちは。暑い暑い八月、いかがお過ごしでしょうか？

◆ オリジナルのエンブレムが、他のロゴマークに似ているとかで問題になっています。

◆ 特許は、国に出願して認められると、特許権が発生します。さて、著作権は、いつ権利が発生するのでしょうか？

◆ 実は、著作権は、書いたときに発生します。

◆ 出願とか登録とかの手続きはいりません。書いた瞬間に著作権は発生します。

◆ ホームページの一番下の方に copyrights とか © とか書いてあるのを見たことありますか？これらの著者権表示は、なくても著作権は発生しています。

◆ ホームページやホスナー等を業者で作成してもらったことも多いと思いますが、さて、著作権は、だれのものになるでしょうか？

答は、書いた人すなわち業者が著作権をもっています。ですので、

自社のホームページのデザインが気に入ったからといって、勝手に名刺にデザインを流用すると著作権違反となります。

◆ 良い良心的な制作会社は、完成時に著作権をクライアント(お客様)に移す契約をいいます。心配な方は、契約書を確認されるようお願いしよう。



ITコンサルティング・サービス

ニュースレターの感想やご意見をお寄せください。

- ・メールの方は、 info@yoshi-web.jp
- ・FAXの方は、 046-204-7355
- ・電話の方は、 046-204-7360



著作：  
株式会社ヨシ・ウェブ・サービス  
242-0006 神奈川県大和市南林間 2-13-8  
代表取締役 吉岡 善一

- 社内システム開発は、まず相談から
- じっくり相談、しっかりアフターフォロー
- 顧客管理システム、見積作成システム等

どうぞご遠慮なくご連絡ください。お客様のご要望をよくお聞きして対応いたします。

- 日本IBM研究所で日本語/パソコン1号機から設計開発
- 売れるホームページ作成。プログラム開発、サーバーなどトータルにサポートします



ヨシウェブデザインスタジオ

<http://www.yoshi-web.jp/>  
ホームページ簡単更新・WEBシステム開発